

相模原市と相模不動産団体三支部連絡協議会 構成団体※は、空家等対策に関する協定を締結し、連携して空き家対策に取り組んでいます。

相模原市 空家等相談員 派遣事業

※協議会構成団体

(公社) 神奈川県宅地建物取引業協会 相模北支部・相模南支部

(公社) 全日本不動産協会神奈川県本部 さがみ支部



利用料
無料

空き家の管理でお悩みの方、売却、賃貸、再利用を検討している方からのご相談に、経験豊富な相談員(宅建士)2名が現地調査してアドバイスします。相談後、相談員の所見書をお渡しします。



対象 相模原市内にある空き家で、賃貸用や売却用として流通していないもの

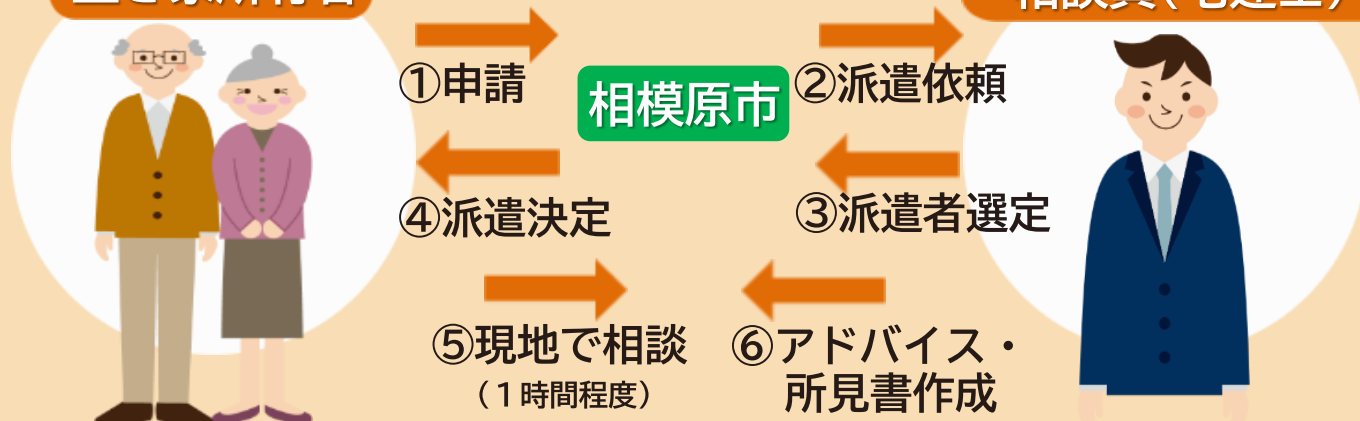
申請者 空き家所有者 又は 所有者から委任を受けた方

申請方法 申請書を提出。お持ちであれば、付近見取図、確認済証、図面、登記等の写しを添付してください。

- 派遣は、原則 平日午前10時から午後4時までのうちの1時間程度 です。
- 売却可能価格や想定賃料・工事費等の金額提示は行いません。
- 建築基準関係法令等への適合性は判定しません。
- 調査は、建物の目視及び提供資料により行います。1物件につき1回限りです。

空き家所有者

相談員(宅建士)



R8.10作成

【お問い合わせ】 相模原市役所 住宅課 空き家対策班
☎ 042-769-9817 (受付時間 平日8:30~17:00)

相模原市
公式HP

